

令和元年度第2回あきる野市子ども・子育て会議 議 事 要 旨

- 1 開催日時：令和元年8月28日（水）午後2時～午後4時08分
- 2 開催場所：あきる野市役所 別館3階 第1会議室
- 3 出席者：委員9人（欠席3人）
- 4 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 議事

ア 公立保育所の給食納付金について
事務局から資料に基づき説明が行われた。

委員長

少し細かいことを補足します。「給食費」と書いてありますが、給食費とは米等の主食費とおかずの副食費を足したものです。47都道府県の中で東京都だけが主食費を支援していたため、区市町村では、主食費を取っていなかったため、副食費イコール給食費といったイメージになっています。国の公定価格といわれる基本金額の積算上は、主食費が月額3,000円、副食費が月額4,500円、合わせて給食費は月額7,500円となっています。今まで、副食費は保育料に含まれていたため、保護者からは見えませんでした。主食費の3,000円は、東京都によってカバーされていたため、都内の保護者は払わずに済んでいました。公立保育所は国や都から運営資金は支給されていません。市が出している形になりますので、必ずしも公立と私立を全く同じにしなければいけないということではありませんが、保護者サイドに立てば、公平性を図るという意味で金額を同じにすることは良いことだと思います。私立が月額4,500円にするかは別として、公立では国の公定価格をそのままにしたという考えで良いのだろうと思います。国の幼児教育・保育の無償化の仕組みや考え方をほぼ踏襲したということです。あきる野市が独自にということではありませんので、良い悪いという話にはなりません、何かご質問やご意見はございますか。

委員

子どもが3人いれば3番目が無償になるということですが、5、4、3歳の子ど

もがセットでいるか、3人の中に双子がいる場合など、3人以上子どもがいれば最後の子どもが無償になるのですね。

委員長

もう一度、正確に説明していただけますか。

事務局

「第3子以降の子ども」とは、小学校就学前までの子どもから順に数えて3番目以降ということで、上の子が小学校に入学してしまうと、次の子から順に数えていくこととなります。

委員

3人子どもを産んでも、年子や双子でなければ3番目が無償になることはありませんね。

事務局

そうです。

委員長

かつて無償化以前にあった、幼稚園と保育所で第3子の保育料が免除になるという制度では、保育所は0から5歳児で6年間、幼稚園は3から5歳児で3年間なので、小学校3年生までの6年間としていました。第3子以降の無償も同じ考えだと理解していましたが、そうではないのですか。

事務局

ご説明させていただいた「第3子以降の子ども」は、あくまでも公立保育所に入所している場合は、小学校就学前からのカウントとなります。幼稚園に関しては、保育料と同様に小学校3年生から計算します。

委員長

では、あきる野市は公立だけ3年間しかないということですね。

委員

民間保育所も同じですよ。保育所は3年間です。

事務局

そうです。保育所に限っては小学校就学前からのカウントで、年子や双子等がないと第3子は徴収しない者にはなりません。

委員長

5歳児と4歳児が保育所に行き、1歳児が3号子どもで保育所に行っている場合、3号子どもの給食費は、あきる野市では免除にならないということですか。

事務局

もともと3号子どもの副食費は保育料に含まれています。

委員

認定こども園の1号児や2号児に関しては、どういう扱いになるのですか。

委員長

民間であれば、認定こども園でも保育所でも幼稚園でも3歳以上で無償化になるため、3歳以上児の給食費は1号と2号は同じ扱いとなります。

委員

認定こども園の1号児は小学校3年生から数え、2号児は保育所と同じ数え方をするといいことですね。そこで差ができるということですね。

委員長

そういうことになります。

委員

「給食納付金を徴収しない者」とありますが、納付金は公立保育所が保護者から直接徴収するということですね。

事務局

そうです。

委員

そうだと、公立保育所の職員の方は、徴収しない条件の（１）と（２）に該当するのかを把握するということですか。

事務局

そうです。

委員

では、年収が３６０万円未満であるという情報が保育所に伝わってしまうということですか。

事務局

そうです。この情報がないと徴収できなくなってしまいますので、情報提供することになります。

委員長

おそらく、私立の保育所、幼稚園、認定こども園も同じ形になると思います。当然、市が所得を把握して対応しますので、市からその方から給食費は徴収しないようにとの連絡が行きます。ただ、個人情報保護等のプライバシーの問題があるので、情報提供の際には市から丁寧に説明しておく必要があると思います。

委員

支払方法は、納付書とかではなく、園で集金するのですか。

事務局

公立保育所の給食費の徴収方法は、無償化の関係で口座引き落としの準備が間に合わなかったため、納付書で支払っていただくか、場合によっては、銀行で振り込んでいただく形になります。

委員長

10月には間に合わなかったとしても、将来的には引き落としなども考えられるわけですね。幼稚園や認定こども園は直接契約のため、保育料その他は引き落としにしているので給食費も引き落としだと思います。私立の保育所は、どうされるのですか。

委員

今、色々な金融機関や口座振替用の業者から話を聞きながら検討しています。ただ、どれが良いのか決められず、時間も無いことなので、どこの保育所の園長も困っていると思います。今まで集めていたのは延長保育料くらいでしたので、今回4,500円を2号児ほぼ全員という結構な人数から集めるということで、とても困惑しながら準備を進めているところです。

委員長

公立と同じように、10月からは対応できないところが多いと思います。順調にいけば、来年4月からですかね。

委員

金融機関を使うと手数料がかかりますよね。それは誰が払うのですか。

委員

今のところ、何の補助もいただいておりませんので、園が負担することになると思います。

委員長

地元の信用金庫や信用組合が比較的安い手数料で1人60円や80円、大手の都市銀行では200円と高くなりますが、全国的には、ほぼ園が負担します。

委員

給食費について、東京都では市区町村で主食費を徴収してこなかったとのことです。東京都内や全国を調べると、あきる野市は副食費の4,500円のみを徴収することにしてはいますが、全く取らない区もあれば、3,000円と4,500円を合わせて7,500円徴収する市もあり、かなりばらつきがあるようです。今後の

動きを見ながら、あきる野市としては、何か考えていく予定はありますか。

事務局

給食費に関連する支援策として、ただ今、公立保育園の保護者に食材料費の4,500円をご負担いただきたいというお話をさせていただきました。保育料は無償となることを前面に出しています。しかし、無償化と思っていたら、実際には4,500円の負担があったという負担感に配慮し、市の独自支援策として、公立保育園だけではなく民間保育園や認定こども園、幼稚園、認証保育所まで含め、給食費について1人500円の補助を考えています。幼稚園や保育所に同時に2人在園している場合には、2人目の子どもについては、4,500円を上限に補助を行いたいと考えております。ただし、この件に関しましては、予算を伴うため、9月の議会に補正予算として上程しており、可決されたら実施することとなります。

委員長

給食費の徴収に関して、23区は、ほぼ半分ずつ分かれるようです。少し悩ましいのは、子どもの保護者の所在地が適用されますので、今後はその辺の問題も考えていかなければなりません。また、調理員の人件費や光熱水費などは公定価格で積算していますので、もちろん、これは実費徴収になります。

委員

「給食納付金を徴収しない者」の「(2) 年収360万円未満相当世帯の子ども」は、これまでも無償だったので、今後も給食費はとらないということですか。

事務局

今まで給食費は保育料の中に含まれていて、保育料は階層別でした。階層の低い方は、4,500円よりも低い保育料になっていました。

委員

わかりました。あと、もう1点ですが、子ども一人当たり月額4,500円とのことですが、あきる野市の小学生は給食費が3段階に分かれており、低学年、中学年、高学年と金額が異なります。食べる量が違うので妥当だと思いますが、幼児の場合は年齢にかかわらず4,500円ということでしょうか。今後、小学生との兼ね合いで変更する可能性はあるのでしょうか。

事務局

国が試算した金額で、一律4,500円となっていますので、そこに合わせていきたいと考えています。

委員

では、年齢によって分けることはしないということですね。

委員長

小学校は6年ありますが、幼児は3、4、5歳児だけです。国の考えでは、年間の食材調達費を12か月で割るイメージですので、アレンジを加えた食事にしてもその分徴収するわけもなく、2、3日休んだからといって日割りで減らすわけでもありません。基本的には国が定めたものです。ひとり親家庭や第2子以降の子どもなどは無償でしたが、普通の家庭で年収360万円未満の場合の保育料はゼロではありませんでした。しかし、例えば3,000円を無償にして4,500円を支払うと逆になってしまうので、無償化感を持ってもらうため、国が年収360万円未満までは免除するという考えです。

委員

民間の保育所では、ほとんどが2号児で、幼稚園は1号児が多いですが、認定こども園の場合は、1号児も2号児も3号児もいて、どこに自分が該当するのか分からないケースがあります。特に今まで1号児だった人が、今度、新2号児になりたいと思った場合、これから手続が始まると思いますが、就業条件に「週3かつ1日4時間以上」とありますが、週2で働いているけど、その規定の時間より多く働いている人がいると思います。勤め先の書き方によって新2号児になれるかどうかが変わってきます。月の中で週3だったり週2だったりする場合もあります。保護者からすると新2号になれるのが微妙です。新2号児になれば、給食費の補助が受けられ、1号児であれば受けられないですね。そこが分かりづらいです。

委員長

国では、1号児と2号児の給食費の実費徴収について、同じ考え方を示しています。新2号児で預かり保育を受ける受けないと給食費の問題は別です。

委員

1号児であっても給食費の補助は受けられ、給食費に関しては違いがないという

ことですね。

委員長

ほぼ国の考えに沿って行うということです。公立保育所の給食納付金については以上です。

イ その他

特になし

(4) あきる野市内認可外保育施設の現状について

あきる野市認可外保育施設協会代表から資料に基づき説明が行われた後、ヒアリングを実施した。

(5) 障がい児を取り巻く現状について

あきる野市障がい者相談支援センター施設長及び指導員から資料に基づき説明が行われた後、ヒアリングを実施した。

(6) その他

委員長

最初に繰り越しておいた課題についてです。10月からの幼児教育・保育の無償化に向けて1号認定子どもが新2号認定を受ければ預かり保育が無償になります。一般的には2号認定の保育短時間認定にほぼ準じた認定スタイルですが、そもそも1号認定は契約利用ですから市の利用調整が入らず、柔軟な形態であると思います。新2号認定の要件等について、何か説明はありますか。

事務局

現在の2号認定と同じ要件にしておりますので、それに合わせていきます。

委員

施設の方で要件はいただいています、あきる野市だけではなく全国的に「週3かつ1日4時間以上」という規定が引かかる人が出てきています。近隣の市で、「週3」という要件を抜いて「月〇〇時間以上」としているところがあるようです。週何日というのを問わなければ、もう少し補助を受けることができる人が増えるのではないかと思います。前回の会議では、補助を受けることができるかどうかは月ごとに変わるという回答でした。ある月は補助を受けることができ、次の月は要件が足りないために受けられず、さらに次の月は受けられるといったような可能性が出てくるとお聞きしましたが、そのとおりでしょうか。「月48時間」と「週3日」の要件は、本当はどちらも必要なのですが、どちらを満たせば良いのですか。ボーダーラインのところにいる人たちが悩んでいます。

事務局

勤務証明書を提出していただき、それを基に認定しています。仕事に変わりがなければ、その方の認定はそのままです。仕事が増えたり減ったりした場合には、その都度、提出していただきます。それは月ごとに認定しますので認定も変わります。

委員

では、ぎりぎりの人たちは、最初に認定を取ってしまえば足りない月があっても補助を受けられるのですか。例えば、子どもが風邪をひいて休んだりして月に48時間に満たなかったりしたらどうなのでしょう。

事務局

勤務証明書で判断しています。

委員

勤務証明書を書いていただく時も難しく、週2や週3など、月によって異なる人や、週2で8時間ずつ働いているために週3に直してもらわないと補助を受けられない人が出てきます。そこでも不公平な状況が起こります。時間数は満たしているのに「週3」要件を満たしていない人たちに対しては、どのようにお考えですか。

事務局

これは保育の要件ですので、ずっとこれでやってきています。時間数だけ満たしているというケースは、今までほぼありませんでした。国の保育サービスは就労支

援、女性の社会進出を促すための仕組みですので、働いていただいて、保育サービスを活用していただければと思います。

委員

おそらく、今すぐには難しいと思いますが、そういうことであれば、女性ももっと働きやすいようにして欲しいです。事情により週に1、2日しか働けない人もあるので、時間数の要件はあっても構わないと思いますが、働き方のスタイルをもう少し認めていただけるような要件にしていただけると良いのかなと思います。いろいろな働き方が認められると良いと思いました。

事務局

確かにご意見は良く分かります。ただ、保育の必要性から言うと、週2で働いている場合、残りの日は必要ないわけで、保育の必要性を認定する線引きを週3としているのです。保育所という制度の他に一時預かりという制度がありまして、これまで無償化になるまでは、一時預かりなどでニーズを満たしていました。3日間であれば、どちらも有料だったため、差が問題にはならなかったのですが、今回、保育の必要性の認定を受けた方は無償化になるため、ボーダーより少ない方との差が出てしまいます。今後、永久にこの考えで行くわけではありませんが、そういったご意見があるということは承知しました。

委員

あまり難しく考えずに、単純に「週3日かつ1日4時間以上」と表現せずに「月48時間」と表現してはいけないのですか。表現を変えれば良いだけではないですか。

委員

今、国全体がそうなっているので、難しいのだと思います。

委員

条件を満たせば一緒ではないですか。

委員

少し多めですが、月に60数時間働けば補助するという市が近隣にあったので、

あきる野市との違いを感じて意見を言えたら良いと思いました。

委員長

おそらく、新制度以前の保育にかけるかどうかの時に日数要件があり、近隣他市も同じような状況で、新制度になった時に「保育短時間48時間以上」に「3日」が残っただけだと思われます。国は月の就労時間だけで日数は言っていない。それは、あきる野市及び周辺の自治体の過去の歴史というか、経緯の中で残っているのだと思います。将来的には考え直す余地があると思います。2号については、子どもは定型的な保育が必要です。親が働かない日も子どもは毎日来るわけですから、1号の子どもが週に2日だけ長時間必要となるケースとは意味が違います。そういう意味では、今回無償化された新2号に関しては、要件を2号の短時間認定をベースとしながら日数要件を外すということは、自治体の裁量で可能であると考えます。それは、今年の10月に間に合わせることは無理ですが、次年度以降の課題として行政も整理をしていただきたいと思います。

事務局

10月から無償化になるということで、3・4・5歳児、0・1・2歳児の保育料の変更については、国の制度に倣って行うということで、前回の会議で報告いたしました。このタイミングで東京都が「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」を実施することとしました。内容は、0、1、2歳児について「2人目半額、3人目以降が無償」ということで、カウントの仕方については、「年齢制限をしない」ということです。こちらは都に倣っていきたいと考えています。対象は、保育所、認定こども園等で10月1日から実施となります。今まで上の子どもが小学生になってしまうと、2人目を1人目とカウントしていましたが、その年齢制限をしないという制度になります。

委員長

中高生がいても、3人目は3人目とカウントするんですね。可能であれば、次回の会議で簡単な資料を配っていただきたいと思います。

事務局の方から今後の日程等を含めて、何かございますか。

事務局

次回の会議は、9月18日の水曜日、午後2時からあきる野市役所5階503会議室にて開催いたします。開催通知につきましては、後日資料と一緒に送付させていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

(7) 閉会

委員長

若干時間をオーバーしてしまいましたが、今日は以上にて会議を終了いたします。
お疲れ様でした。

以 上